

広野町農地利用最適化推進委員募集要領

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の任期が令和6年9月16日までとなっていることから、農業委員会等に関する法律に基づき、次のとおり募集します。

1 募集人数	折木・夕筋地区 1人 上・下浅見川地区 1人 上・下北迫地区 1人
2 主な業務	担当地区において、主に次の業務を行います。 (1) 農地の利用状況調査、利用意向調査 (2) 農地転用に係る現地調査 (3) 担い手への農地利用の集積・集約化 (4) 遊休農地の発生防止・解消 (5) 新規参入の促進、農業者の相談業務等 (6) 必要に応じて担当地区単位で適宜開催される地区会議への出席 (7) 必要に応じて総会への出席
3 任期	農業委員会が委嘱した日（令和6年9月下旬予定）から約3年間
4 身分	広野町の特別職の非常勤職員
5 報酬	年額 160,000 円
6 資格要件	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方 ※次のいずれかに該当する方は、推進委員となることができません。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 広野町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
7 募集期間	令和6年2月9日（金）から令和6年3月13日まで（水）
8 問合せ先	広野町農業委員会事務局 （住所）〒979-0402 広野町大字下北迫字苗代替 35 （電話）0240-27-4163

9 申込方法	<p>農業委員会に備え付けの申込用紙、又は広野町ホームページに掲載している申込用紙に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送してください。</p> <p>(持参の場合) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※土日祝日は受付しません。</p> <p>(郵送の場合) 令和6年3月13日(水)までの消印が有効</p> <p>○農業委員と推進委員の兼務はできませんが、両方に申込可能です。 ○農業委員への申込は、別途提出書類が必要となります。</p>
10 提出書類	<p>推薦・応募の別に応じ、次の書類を提出してください。</p> <p>(1) 個人、団体等が推薦する場合 広野町農地利用最適化推進委員推薦用紙 添付書類：被推薦人の住民票(抄本、発行後3ヶ月以内)、身分証明書</p> <p>(2) 自ら応募する場合 広野町農地利用最適化推進委員応募用紙 添付書類：応募者の住民票(抄本、発行後3ヶ月以内)、身分証明書</p>
11 公表	<p>農業委員会等に関する法律第19条第2項の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に、提出書類の次の内容を広野町のホームページ等で公表します。</p> <p>(1) 推薦又は応募する地区 (2) 推薦をする個人の氏名、職業、年齢及び性別 (3) 推薦をする団体等の名称、目的、代表者等氏名、構成員の人数、構成員の資格及び当該推薦をする者の性格を明らかにする事項 (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況 (5) 推薦または応募の理由 (6) 農業委員への申込をしているか否かの別</p>
12 選任方法	<p>候補者の選任にあつたては、主に次の項目を評価します。</p> <p>(1) 推薦・応募の別 (2) 推薦団体等の農業分野や地域活動の取組状況等 (3) 候補者の経歴、農業経営の状況、地域における活動等 (4) 推進委員として期待できる推薦理由や応募の理由</p>
13 選任結果	<p>選任結果は、令和6年9月下旬頃に通知予定です。</p>